

第3編 災害応急対策計画

＜目次＞

第1章 基本方針	126
第1 迅速な災害応急活動体制の確立	126
第2 円滑な災害応急活動の展開	126
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	128
第1節 応急活動体制	128
第1 配備体制	128
第2 連絡・警戒体制	128
第3 災害対策本部	129
第2節 情報の収集・伝達及び報告	139
第1 情報収集・伝達手段の確保	139
第2 地震情報等の収集伝達	140
第3 被害情報の収集・調査	141
第4 被害状況報告	142
第5 施設等の被害調査	144
第6 被災者支援のための情報の収集・活用	145
第3節 防災関係機関等との連携促進	147
第1 自衛隊への派遣要請	147
第2 関係機関との連携	150
第4節 災害救助法の適用	153
第3章 円滑な災害応急活動の展開	156
第1節 消火活動等の実施	156
第1 地震火災の消火活動	156
第2 水防活動	157
第2節 救助・救急、医療対策	158
第1 人命救出活動	158
第2 救急医療活動	158
第3 医療・助産対策	160
第3節 交通・輸送対策	162
第1 交通確保対策	162
第2 緊急輸送対策	163
第3 ヘリコプターの運航	164
第4節 避難対策	167
第1 避難指示	167
第2 避難誘導	168
第3 警戒区域の設定	168
第4 避難所の開設	169
第5 避難所の運営	169
第6 避難所設備の整備	173

第5節 住宅の確保	175
第6節 食料・飲料水及び物資の供給	178
第1 食料の供給	178
第2 応急給水	179
第3 緊急物資の供給	180
第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等	182
第1 健康対策	182
第2 食品衛生対策	183
第3 感染症対策	183
第4 遺体の火葬等	184
第8節 生活救援対策	186
第9節 要配慮者支援対策	187
第10節 愛玩動物の収容対策	190
第11節 災害情報等の提供と相談活動	191
第1 災害広報	191
第2 災害相談	192
第3 災害放送の要請	193
第12節 廃棄物対策	195
第1 ガレキ処理	195
第2 ごみ処理	195
第3 し尿処理対策	196
第13節 環境対策	198
第14節 災害ボランティアの要請・受入れ	199
第15節 鉄道施設の応急対策	201
第16節 ライフラインの応急対策	202
第1 電力の確保	202
第2 ガスの確保	206
第3 電気通信の確保	208
第4 水道の確保	213
第5 下水道の確保	214
第17節 教育対策	217
第18節 保育対策	219
第19節 警備対策	220
第20節 旅客、帰宅困難者対策	221
第21節 農林関係対策	222
第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等	224
第1 土砂災害	224
第2 道路	224
第3 河川	224
第4 ダム	225

第5 ため池	225
第6 森林	225
第7 農地・農業用施設	225
第8 宅地	225
第9 建築物等	226
第10 公園	226
第11 危険物対策	226

第1章 基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第1 過速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

- (1) 応急活動体制
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 防災関係機関等との連携促進
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用

第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策	<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部の設置・災害対策要員の確保・被害情報の収集・分析・伝達・通信手段・情報網の確保・防災関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">・災害情報の提供、広報活動の実施・災害救助法の適用・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施・消火等被害拡大防止活動の実施・要配慮者等の安全確保対策の実施・避難対策の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施・ライフライン応急対策の実施・交通規制等交通の確保対策の実施・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後 1日程度 以降)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none">・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・災害ボランティアの受入環境整備・土木施設復旧及び二次災害防止対策の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後 1週間程度 以降)		<ul style="list-style-type: none">・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

- (1) 消火活動等の実施
- (2) 救助・救急、医療対策の実施

- (3) 交通・輸送対策の実施
- (4) 避難対策の実施
- (5) 住宅の確保
- (6) 食料・飲料水及び物資の供給
- (7) 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施
- (8) 生活救援対策の実施
- (9) 要配慮者支援対策の実施
- (10) 愛玩動物の収容対策の実施
- (11) 災害情報等の提供と相談活動の実施
- (12) 廃棄物対策の実施
- (13) 環境対策の実施
- (14) 災害ボランティアの要請・受入れ
- (15) 鉄道施設の応急対策の実施
- (16) ライフラインの応急対策の実施
- (17) 教育対策の実施
- (18) 保育対策の実施
- (19) 警備対策の実施
- (20) 旅客、帰宅困難者対策の実施
- (21) 農林関係対策の実施
- (22) 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等の推進
- (23) 災証明の発行

第2章　迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第1節　応急活動体制

地震による被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定める。

第1　配備体制

地震災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

■ 配備態勢及び配備基準

基準震度	体制	配備	備考
震度3	連絡体制	警戒配備	自動参集 ※ 震度4参集の警戒配備員は、市内の状況を確認し、異常が確認された場合は、防災課へ連絡をするとともに、必要に応じて登庁し、対応にあたる。
震度4	連絡体制	警戒配備	自動参集 ※1・2号配備職員自宅待機 →状況により自主登庁、参集指示あり
震度5弱	災害警戒体制	1号配備	自動参集 ※2・3号配備職員自宅待機 →状況により自主登庁、参集指示あり
震度5強	災害対策本部	2号配備	自動参集 ※3号配備職員自宅待機 →状況により自主登庁、参集指示あり
震度6弱以上	災害対策本部	3号配備	自動参集

※1 基準震度は、3観測局（加東市社、河高、天神）の内最大の震度とする。

※2 参集場所をあらかじめ指定された職員以外は、原則、勤務地に参集するものとする。

第2　連絡・警戒体制

市内において震度5弱以下の地震が観測されたときは、災害連絡・警戒体制をとり情報収集等にあたる。

1　連絡体制

震度4以下の地震が観測され、被害の生じるおそれのある場合は、予め指定した職員（連絡要員）により以下の事務を処理する体制を整える。

- (1) 緊急連絡に備える。
- (2) 情報の収集及び整理をする。
- (3) 市民等からの問い合わせに対処する。
- (4) 状況に応じ体制を拡大又は縮小を検討する。
- (5) 市長等に報告する。
- (6) 関係機関及び関係者間の情報連絡、収集、調整を行う。

2 警戒体制

震度5弱の地震が観測されたとき及び震度4以下の地震により小規模な被害が生じた場合は、予め指定した職員（警戒要員）により連絡体制の事務を処理する他、以下のことを検討する体制を整える。

- (1) 応急活動配備体制等について
- (2) 応急対策活動の実施について
- (3) 関係施設等の予防措置の実施について
- (4) 災害対策本部の設置について
- (5) 配備体制の解除について

3 体制の解除

災害対策本部を設置したとき及び被害の生じるおそれがなくなったとき。

第3 災害対策本部

市内において震度5強以上を観測したときは、直ちに災害対策本部を設置する。

1 設置場所

災害対策本部は、庁舎内に設置する。

庁舎が被災し使用できない場合、次の順位のとおりとする。

- 〔第1順位〕 加東消防署
〔第2順位〕 旧滝野庁舎

2 指揮の権限

災害対策本部長は、市長とする。

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、副市長、教育長、技監の順位でその職務を代理する。

3 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。

- (本部長) 市長
(副本部長) 副市長、教育長、技監
(本部員) 議会事務局長、秘書広報課長、まちづくり政策部長、総務財政部長、

市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、病院事業部事務局長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長

4 本部体制

(1) 初動時における体制

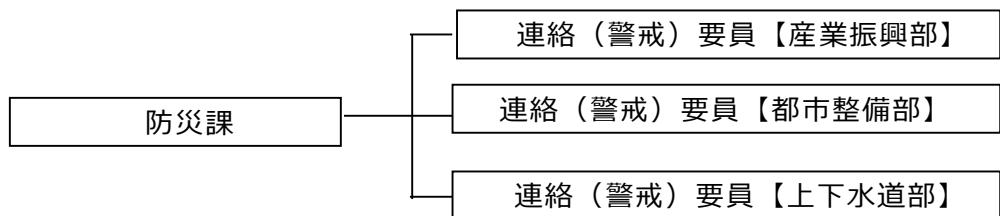
初動時における応急対策活動は、災害対策本部の事務分掌に基づく組織的な活動は困難であるため、別に定める体制で順次参集する職員により対応する。

(2) 災害対策本部体制

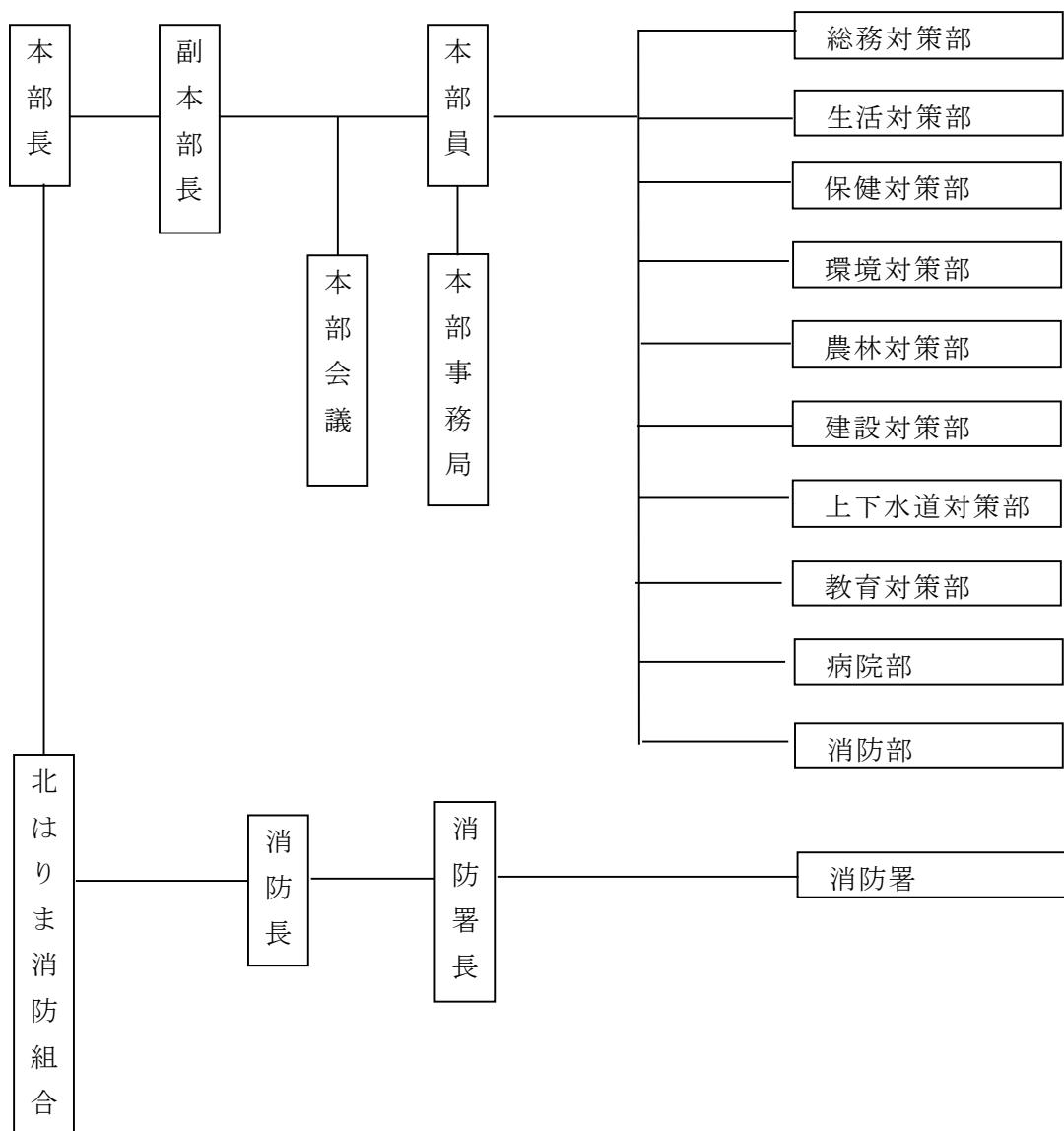
初動時の応急災害対策活動から、本部会議を経て順次組織的な災害対策本部体制に移行する。

■ 災害対策本部等組織

① 連絡体制・災害警戒体制（警戒配備・1号配備） ※震度4、震度5弱



② 災害対策本部（2号・3号配備） ※震度5強以上



■ 事務分掌

対策部	事務分掌
本部事務局 部長 副市長 副部長 防災課長 担当課 防災課	<p>(防災課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置（廃止） 配備体制、その他本部命令の伝達 地震に伴う複合災害発生時の避難情報の発令 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請 各部、各班との連絡調整等 <ul style="list-style-type: none"> 重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 通信手段の確保・拡充 各部からの要請等処理 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 本部会議の運営（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 自主防災組織との連絡調整等 災害、気象情報並びに被害状況の収集 災害救助法の適用申請 防災功労者の顕彰等 その他本部業務の庶務
総務対策部 部長 総務財政部長 副部長 まちづくり政策部長 担当課等 議会事務局 秘書広報課 企画政策課 まちづくり創造課 デジタル推進課 人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課	<p>(議会事務局)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市議会災害対策連絡協議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめ 部内の応援 <p>(秘書広報課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 本部長及び副本部長の秘書 災害観察者その他見舞者の応接 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理 災害に関する市民への広報 C A T Vによる広報 C A T V関連施設の被害状況把握及び機能確保 <p>(企画政策課・まちづくり創造課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達 <ul style="list-style-type: none"> 資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 記者会見設定等 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録 災害復興計画の総合的な企画 部内の応援 <p>(人事課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員の動員、各部の配置調整 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務 災害救助、救援のための作業員等の雇用 他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生 職員被災状況の情報収集

対策部	事務分掌
	<p>(総務財政課・デジタル推進課)</p> <p>1 災害情報の収集（被害状況等の収集及び報告等） • 地震情報、気象情報 • 道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 • 各部からの報告、本部要請事項 • 避難状況</p> <p>2 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ</p> <p>3 市所有の情報システムの機能確保</p> <p>4 災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助</p> <p>5 義援金、救援物資の配分</p> <p>6 応急対策に要する資金の調達</p> <p>7 災害対策の予算及び財政計画</p> <p>(管財課)</p> <p>1 災害時優先電話の確保</p> <p>2 災害対策物資、資材の調達及び配達</p> <p>3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認（公用車管理含）</p> <p>4 庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策</p> <p>5 庁舎内及び周辺の警備</p> <p>6 災害応急工事の契約等</p> <p>7 物的支援の受入れに対する対応</p> <p>(税務課)</p> <p>1 被災家屋及び土地等の被害調査（認定）</p> <p>2 被災者台帳の作成及び災証明書発行</p> <p>3 被害に対する市税の減免及び徴収猶予</p> <p>4 市税全般の相談</p> <p>5 税に関する各種申請窓口の設置</p> <p>6 部内の応援</p> <p>(会計課)</p> <p>1 災害対策に必要な現金の出納</p> <p>2 災害関係費支出命令審査及び出納</p> <p>3 見舞金、義援金等の出納（受入れ）</p> <p>4 部内の応援</p>

対策部	事務分掌
生活対策部 部長 健康福祉部長 副部長 福祉総務課長 担当課 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課 人権協働課	<p>(福祉総務課)</p> <p>1 民生委員及び児童委員へ要配慮者の支援要請 2 福祉避難所の開設及び運営等 3 ボランティアの受入れ及び調整 4 社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ及び連絡調整 5 災害見舞金、死亡弔慰金及び災害援護金等の給付 6 生活必需品及び物資の支給に関する事務 7 生活福祉資金等の融資 8 災害援護資金の貸付 9 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめ 10 各種申請窓口の設置</p> <p>(社会福祉課・高齢介護課)</p> <p>1 避難所の開設及び運営等（教育対策部と連携して運営） 2 避難者の誘導、収容 3 要配慮者等の救援 4 被災者に対する食料品の調達、配給 5 被災者に対する生活必需品の確保及び配給 6 救援物資の受入れ及び配送 7 炊き出し、学校給食施設との連絡調整 8 避難者の情報の取りまとめ及び管理 9 行方不明者の捜索、情報管理等 10 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払い 11 被災者の生活（福祉）相談 12 その他被災者生活救援対策</p> <p>(人権協働課)</p> <p>1 避難所運営に係る区長（自治会長）への協力要請 2 避難所運営への男女共同参画の視点の反映 3 部内の応援</p>
保健対策部 部長 委員会事務局長 副部長 健康課長 担当課 健康課 委員会事務局	<p>(健康課)</p> <p>1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整 2 医療ボランティアの受入れ及び調整 3 医療機関等の被害調査及び応急対策 4 医療救護本部設置の検討 5 応急救護所の設置支援 6 傷病者名簿等の作成 7 保健衛生用資機材の調達 8 保健医療情報の収集 9 広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保 10 保健衛生、感染症の予防対策 11 防疫活動（資機材、薬剤調達） 12 食品衛生及び食中毒の予防 13 被災者の心のケア対策及び健康管理</p> <p>(委員会事務局)</p> <p>1 部内の応援</p>

部	事務分掌
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課	<p>(生活環境課)</p> <p>1 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策 2 応急仮設トイレの設置及び管理 3 し尿の緊急汲み取り 4 愛玩動物の収容、保護、情報提供等 5 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策 6 災害廃棄物対策</p> <p>(市民課)</p> <p>1 災害窓口相談対応等 2 各種申請窓口の設置 3 遺体の収容及び処置、火葬等 4 部内の応援</p> <p>(保険医療課)</p> <p>1 医療保険制度等の一部負担金等の減免及び徴収猶予 2 部内の応援</p>
農林対策部 部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長 担当課等 農政課 農地整備課 商工観光課	<p>(農政課・農地整備課)</p> <p>1 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2 ため池の被害調査及び応急対策 3 農林施設、山地の被害調査及び応急対策 4 治山施設の被害調査及び応急対策 5 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策 6 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等 7 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整 8 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録 9 被災農家に対する農業共済金の支払 10 農作物の種子（苗）の確保及びあっせん 11 被災農畜産業者に対する資金の融資 12 穀物の調達</p> <p>(商工観光課)</p> <p>1 観光客の安全確保 2 救助救援物資、資機材確保、調達、配布 3 観光施設の被害調査及び応急対策 4 商工業被害等の調査 5 商工業関係機関及び団体との連絡調整 6 被災者の雇用の促進要請 7 中小企業等の災害復旧資金の融資 8 部内の応援</p>

部	事務分掌
建設対策部	<p>(都市政策課・土木課・加古川整備推進室)</p> <p>1 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧 3 管理施設の被害調査及び応急対策 4 建設業者等への協力要請 5 住家、人の被害調査（認定） 6 被災建物の応急危険度の判定 7 交通規制の指示及び実施 8 応急対策用資機材の調達 9 公共施設に関する被害調査及び応急対策 10 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等 11 応急仮設住宅の建設 12 民間住宅等のあっせん等住宅確保 13 被災住宅に係る支援 14 被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 15 住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討 16 災害救助法による住宅の応急修理</p>
上下水道対策部	<p>(管理課・工務課)</p> <p>1 上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧及びその記録 2 緊急時の活動用水供給 3 飲料水確保及び供給 4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の調査 5 応急給水計画の作成及び実施 6 資機材等の調達 7 水質検査等の実施 8 浸水対策 9 排水施設の管理及び運転 10 水道料金等の減免及び徴収猶予 11 その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡</p>

部	事務分掌
教育対策部 部長 教育長 副部長 教育振興部長 こども未来部長 担当課等 教育委員会各課	(教育委員会各課) 1 施設利用者の安全確保の指示 2 避難所の開設及び運営（生活対策部と連携して運営） 3 所管施設の被害調査及び応急対策 4 被災者に対する炊き出し等の協力 5 被災者に対する救援物資の配布 6 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策 7 学校、PTAとの連絡調整及び協力要請 8 避難者の情報の取りまとめ及び管理 9 学校給食施設との連絡調整 10 県教育委員会及び関係機関への報告 11 災害による応急教育施設及び教育の確保 12 災害救助法による学用品の給与 13 園児の保護及び応急保育 14 被災園児、児童、生徒の保護・援護 15 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 16 文化財等の被害調査及び応急対策
病院部 部長 病院事業管理者 副部長 病院事業部事務 局長 担当課等 病院各課	(病院各課) 1 負傷者の治療 2 医療救護 3 応急救護所の設営等 4 死体の検案等 5 医療用資機材等の調達及び要請 6 近隣医療機関への応援
消防部 部長 消防団長 副部長 消防団副団長 担当課等 消防団	(消防団) 1 警戒パトロール実施 2 警戒及び防御 3 消火、救護、救出 4 情報収集、伝達 5 災害状況報告の整理 6 消防団の出動及び連絡調整 7 資機材の確保、配分及び輸送 8 行方不明者の捜索 9 消防団員の被災状況調査

【各部共通事項】

- 1 所属職員の動員連絡に関すること
- 2 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること
- 3 各所管施設等の防災活動、応急復旧に関すること
- 4 所管事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関すること
- 5 所管事務に係る人員及び物資の輸送に関すること
- 6 民間団体及び市民の協力に関すること

- 7 他部等への応援協力に関すること
- 8 施設利用者の安全確保に関すること

5 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害対策基本法第23条の2第5項及び加東市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の長は、本部会議で定める。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

- (1) 市町村長の避難の指示等（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (2) 市町村長の警戒区域設定権等（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (3) 通行の禁止又は制限（道路法第46条、道路管理者の権限）

6 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

第2節 情報の収集・伝達及び報告

地震災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話、FAX、ホームページ、CATV（TV映像をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民等
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部～市民等
	加東市防災気象情報サイト	気象会社～市民等
有線 ／ 無線	兵庫県災害対応 総合情報ネットワークシステム (フェニックス防災システム)	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール	災害対策本部～市民等
	Lアラート	災害対策本部～放送局・アプリ事業者等のメディア～市民等
	防災行政無線（同報系）	災害対策本部～市民等
	簡易デジタル無線	災害対策本部～災害現場

2 代替通信手段の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

市役所に設置している災害時優先電話を活用する。

(2) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話㈱のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

(3) アマチュア無線の協力要請

兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

第2 地震情報等の収集伝達

1 地震情報の収集

地震を覚知した場合、速やかに全国瞬時警報システム（J-ALERT）、フェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

地震情報の種類（気象庁）

種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）	震度4以上	最大震度5弱以上の揺れが予想されたとき強い揺れ（震度4以上）が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表
緊急地震速報（予報）	震度3以上	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、本市は「兵庫県南東部」に当たる。）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上でかつ、津波警報等を発表していない場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表

情報		なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関する記述を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図形情報として発表

2 震度情報の伝達

震度 4 以上の地震を確認した場合、必要に応じて市民や所管施設の利用者等に伝達する。

第 3 被害情報の収集・調査

1 被害状況の収集

市民、地区（自治会）、自主防災組織、消防団、北はりま消防本部、各部班その他関係機関から地域における被害情報を収集する。

収集すべき主要な情報は、次のとおりである。

- (1) 人的被害状況
- (2) 家屋被害状況
- (3) 火災状況
- (4) 道路状況（道路陥没・亀裂、がけ崩れによる道路障害、落橋等）
- (5) 交通機関の運行状況

- (6) 防災関係機関の地震防災応急対策状況
- (7) ライフラインの状況（電気・ガス・上（下）水道・通信等）
- (8) 公的施設の被害状況
- (9) その他災害に関する各種の情報、資料等

2 情報の共有

被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめるとともに、県、警察、防災関係機関と情報交換を密接にし、情報の共有を図る。

3 点検・巡視等

地震発生直後は、地震の規模によっては、市及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。市は、北はりま消防本部と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にパトロール班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。

点検・巡視中に、異常（土砂崩れ、落石、斜面の崩壊等）を発見したときは、直ちに本部に報告するとともに、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の堤防の決壊や土砂崩れ等の前兆等）は、カメラ、スマートフォン等を活用して映像情報での報告に配慮する。

4 異常現象の通報等

災害が発生又は発生するおそれのある異常な現象（地割れ、斜面の亀裂、地すべり、落石、漏水等）を発見した者は、市長又は警察に通報するものとする。

異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、神戸地方気象台及びその事象に関係のある機関に通報すると共に、必要に応じて市民に周知する。

第4 被害状況報告

1 報告基準

地震により以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (2) 災害対策本部を設置した災害
- (3) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（市内で震度4以上を記録した地震、又は市内で被害を生じた地震）
- (5) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

2 報告系統

県に災害状況を報告する。自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集中に特に配慮し、迅速な報告に努める。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。

ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。

3 報告手段

災害情報の報告は、以下の手段による。

- (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- (3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

4 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 庁舎の周辺の被災状況を県に報告する。報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。なお、緊急の場合には口頭報告で行う。
- ② 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- ③ 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、北はりま消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁及び県（災害対策本部及び地方本部経由）それぞれに対し報告する。
- ④ 市（水道管理者）は、水道の供給等に支障を來した場合、速やかに県にその状況を通報する。

(2) 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概略の情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県に報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県に報告する。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、県に報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県に文書で災害確定報告を行う。

災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔 〕は様式、 → はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	加東市 → 県（地方本部）→ 県（災害対策本部）→ 国（消防庁） * 通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕→ 県（地方本部）→ 県（災害対策本部） ↓ → 国（消防庁） * 県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕→ 県（地方本部）→ 県（災害対策本部） ↓ → 国（消防庁） * 県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕→ 県（地方本部）→ 県（災害対策本部） (文書) ↓ 国（消防庁）

第5 施設等の被害調査

1 所管施設の報告

災害の危険が解消した段階で、各施設の責任者は被害調査を行い、結果を本部に報告する。

2 被害家屋の調査

災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災者台帳を作成する。なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。

(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に次の準備を行う。

① 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

① 一次調査

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、外観目視、実測等により調査する。

② 二次調査

一次調査で調査不能であったものや一次調査の結果に不服がある旨の申し出があつたものを対象として、内部（建物）調査を含め実施する。

(3) 被災者台帳の作成

調査結果を基に、被災者台帳を作成する。

3 その他

車両等で移動した被災物にあっては移動に関与した者の確認を求めておく。

資料

- 3-2 関係機関等の連絡先一覧
- 3-3 気象庁震度階級関連解説表
- 3-4 被害程度認定基準
- 3-5 調査事項・報告先一覧
- 3-6 県への要請事項・報告先一覧

第6 被災者支援のための情報の収集・活用

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。

1 内容

(1) 市民等からの問い合わせに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(被災者台帳に記載する事項)

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別

- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯の構成
- ・り災証明書の交付の状況
- ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

第3節 防災関係機関等との連携促進

地震による被害が大規模で、応急災害対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。

第1 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡及び調整を行い、次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要請をすることについて知事に要求する。

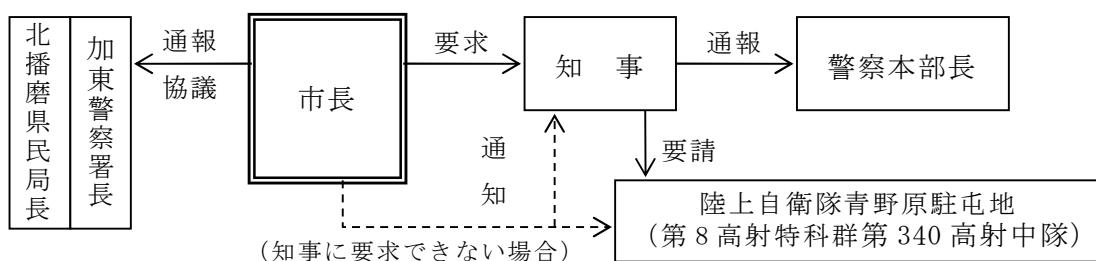
- ① 灾害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - ア 要請責任者の職氏名
 - イ 灾害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ウ 派遣地への最適経路
 - エ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとされている。

(3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

■ 派遣及び撤収要請手続経路



知事に要求した旨及び災害の状況を通知

2 要請先等 ※連絡先等一覧

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9308 FAX42-4704	
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課(防災危機管理班)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地 (第8高射特科群第340高射中隊)	(0794)66-7301 内線 平日 531 土日祝 403	

(注) 緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

3 受入れ準備

派遣を要請した場合、次の措置をとる。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の指定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備(自衛隊の装備に係るものを除く。)
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

4 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、知事に撤収の連絡を行う。

5 活動内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等の捜索救助(通常、他の救援作業等に優先して実施)
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等
- (5) 消火活動
利用可能な消防車等その他防火用具(必要な場合は、航空機等)による消防機関への協力(消火剤等は、通常、関係機関が提供)
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策(薬剤等は、通常、派遣要請者が提供)

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 給食、給水及び入浴支援

給食、給水及び入浴支援

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する總理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(12) その他

その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものをお除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものをお除く。）

7 自衛隊の基本方針

- (1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平常時から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長及び大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣するものとされている。
- (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとるものとされている。

〈 自主派遣の判断基準 〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受

け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

- ③ その他災害に際し、上記①及び②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- (3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することになっている。

第2 関係機関との連携

1 関係機関等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施の要請を行う。(災害対策基本法第68条)

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。(災害対策基本法第30条第1項及び第2項)

(2) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項)

(3) 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。(災害対策基本法第67条)

① 職員の応援派遣要請

災害応急対策及び災害復旧活動に必要があるときは、次の事項を明示し、職員の派遣を要請する。

なお、緊急の場合は電話、FAX等で連絡することとし、正式書類は早急に送付する。

ア 災害の状況及び応援(応急措置の実施)を要請する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する職種別人員

エ 派遣される職員の給与、勤務場所等

オ 活動内容

カ その他必要な事項

② 相互応援の範囲

ア 被災者の応急救助に係る職員の派遣及び所要施設の利用

イ 被災者の食糧、飲料水、その他の生活必需品の提供

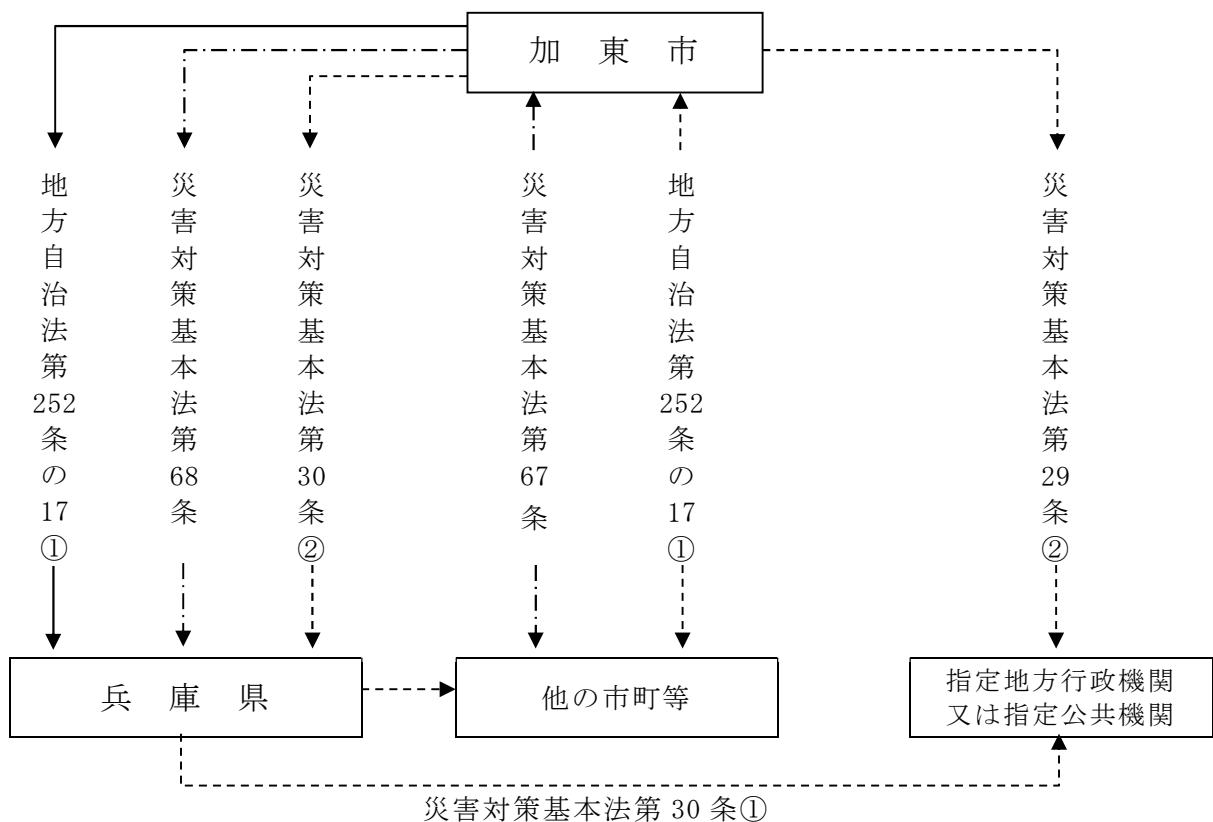
ウ 医療活動、感染症対策活動のための職員の派遣及び所要設備の利用及び医薬品等の提供

- エ 復旧のための土木系技術職員の派遣及び資機材の提供
 オ 廃棄物（し尿、ごみ）の収集運搬及び処理のための職員の派遣及び車両等の提供
 カ 通信施設及び輸送機関の確保のための職員の派遣及び資機材等の提供
 キ 上下水道施設の復旧のための職員の派遣及び車両並びに資機材の提供
 ク 消防職員の派遣
 ケ その他応急対策活動及び復旧活動に必要な職員の派遣

(4) 応援の受入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊を受け入れるとともに、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

法律に基づく支援要請系統図



注) → 全般的な相互応援協力要請
 → 応援措置実施の要求
 → 職員の派遣要請

2 消防機関の応援要請

(1) 大規模災害時における広域消防応援体制

① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請

消防長は、北はりま消防本部だけでは対応が困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡窓口の明石市消防本部に応援要請を行い、その後市長に報告する。

② 緊急消防援助隊の要請

市長は、災害の規模が大きく、兵庫県広域消防相互応援とあわせて更なる応援が必要な場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。

③ 応援要請に関する連絡事項

応援要請を行う場合、次の事項を応援先に連絡する。

ア 災害の発生場所及び被害概要

イ 必要とする車両、人員及び資機材

ウ アクセス路の状況（通行止め、通行規制等）

エ 集結場所及び活動内容

オ その他必要事項

④ 応援隊の誘導

応援隊の災害現場等への誘導については、北はりま消防組合加東消防署職員が行う。

(2) 関係機関との連携

消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。

資料

4-1 協定一覧

5-1 消防の体制

第4節 災害救助法の適用

一定の規模以上の地震災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。

1 適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次のいずれかに該当するとき、知事により災害救助法が適用される。

(1) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- ① 市の区域内で住家の滅失世帯数が60世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が30世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、市内において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

2 滅失世帯数の算定

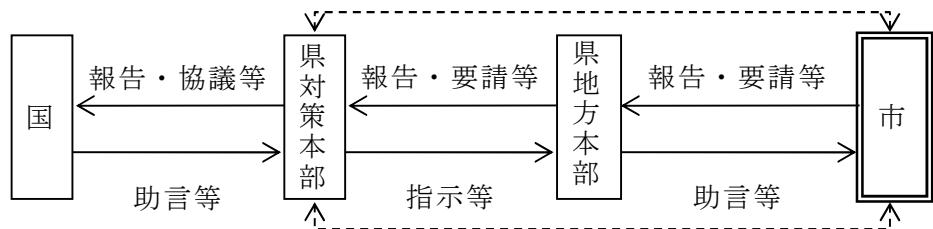
住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

- ① 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1
- ② 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

3 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、被害状況等を知事に報告する。

※参考（適用手続きの体系）



(注) 破線は、緊急の場合及び補助ルート

4 救助内容

(1) 実施項目

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	10日以内
死体の搜索及び処理	10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の設置とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保、物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市等救助活動の実施関係機関に協力するものとされている。

(3) 救助の応援

救助は、災害が発生した市及び県が行うものであるが、災害が大規模となり、救

助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合、他市町に応援を求める。

(4) 災害救助法による救助の基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施するこ
とが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て基準を定めることができるとさ
れている。

資 料

12-1 災害救助法による救助の基準

12-2 災害救助事務フローチャート

第3章 円滑な災害応急活動の展開

地震による火災その他の災害が発生した場合における、災害活動の展開について定める。

第1節 消火活動等の実施

地震災害による火災の発生に対する消火活動を行うための体制等について定める。

第1 地震火災の消火活動

1 消火活動の実施

北はりま消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な震災の場合は、最重要防災地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

2 消防相互応援協定の運用

北はりま消防本部は、その消防責任を果たすため、隣接市との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

3 他機関との連携

北はりま消防本部は、警察、自衛隊と相互に協力する。

4 救急搬送業務

北はりま消防本部は、災害時における要救助者の救急搬送等に当たり、必要に応じて、まずその市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市からの応援を求める。

5 消防計画

北はりま消防本部は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次とおり活動体制を確立する。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- ② 危険物施設に対する防御
- ③ 広域避難地に通じる避難路の火災に対する防御
- ④ 救急・救助
- ⑤ 情報活動
- ⑥ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模火災に対処するため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ① 災害対策本部との業務分担に関する事項
- ② 消防本部・消防署・消防団の業務分担に関する事項
- ③ 職員の動員と編成・配置
- ④ 通信網の確保に関する措置
- ⑤ 情報収集等に関する体制
- ⑥ 災害対策本部との連絡等に関する事項
- ⑦ 警察をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- ⑧ 重点防護に関する方針
 - ア 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
 - イ 避難経路の防護に対する措置
 - ウ 救護・救出に関する措置
- ⑨ 広報に関する措置

(3) 地震被害想定結果の活用

消防計画の作成にあたっては、地震被害想定結果を参考とする。

4 市民等の活動

(1) 火気使用者

地震発生時に火気を使用している者は、出火を防止するため直ちに必要な措置をとるものとする。

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の、防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たるものとする。

(3) 市民及び自主防災組織

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

第2 水防活動

地震災害により、河川氾濫〔洪水〕等のおそれがある場合は、別に定める「加東市水防計画」により水防活動を行う。

第2節 救助・救急、医療対策

地震災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。

第1 人命救出活動

1 救出

- (1) 市は、必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救出を実施する。
- (2) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。
 - ① 応援を必要とする理由
 - ② 応援を必要とする人員、資機材等
 - ③ 応援を必要とする場所
 - ④ 応援を必要とする期間
 - ⑤ その他必要な事項

2 行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。行方不明者情報を収集し、行方不明者のリストを作成して、北はりま消防本部、警察、自衛隊等と連携して捜索する。

3 自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察、北はりま消防本部等への通報

4 その他

救出活動を実施する機関は、速やかで的確な救出活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。

また、必要により救出活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業者等に支援を要請する。

第2 救急医療活動

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況(日時、場所、災害の状況及び死傷者の数)を直ちに北はりま消防本部及び関係機関に連絡するものとする。

2 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- (1) 負傷者等の発見を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。
- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ① 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - ② 応急的に調達した車両の活用
 - ③ 隣接市町の応援要請
- (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターへリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、北はりま消防本部から出動を依頼する。(「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等)

3 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

4 負傷者等の収容

- (1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。
 - ① 救急告示病院・診療所
 - ② その他の医療施設
 - ③ 公民館、学校等に設置された救護所及び県設置の救護センター
 - ④ 寺院（死者の場合）
- (2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡する。

5 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失すことなく関係機関に協力を要請する。

6 災害の現場における諸活動の調整

- (1) 災害対策本部が設置された場合
本部長が指名する者が、諸活動の調整を行う。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合
市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。

7 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

第3 医療・助産対策

1 救護所の設置

(1) 次の場合に救護所を設置する。

- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため対応できない場合
- ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応できない場合
- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかる等の理由で、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所では、次の活動を行う。

- ① 傷病者のトリアージ

注): トリアージとは、救急医や救急救命士らが中心となり、傷病者の緊急度と重傷度の評価を行い治療の優先順位を決定すること。

- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 傷病者の応急処置
- ④ 助産
- ⑤ 死亡の確認
- ⑥ 遺体の見分

(3) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、(一社) 小野市・加東市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

多数の傷病者が発生した場合は、県及び(一社) 小野市・加東市医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

(2) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は、要配慮者を含めた被災者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

3 医療マンパワーの確保

医療マンパワーの確保を必要とするときは県に応援を要請する。

4 患者等搬送体制

北はりま消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

5 医薬品等の供給

(1) 品目

区分	期間	主な医薬品等
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安薬等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保を行う。

(2) 調達方法

市は、救護所等で使用する医薬品等を確保する。医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、加東健康福祉事務所と連携し、補給を行う。

(3) 搬送、供給方法

販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

6 医療機関のライフラインの確保

県と連携を図りながら、電気、水道、ガス等ライフラインの関係機関に対し、医療機関（特に病院）のライフラインの優先的復旧のための協力を速やかに要請する。

資料

6-2 災害時の医薬品等の供給体制

10-1 要配慮者利用施設

第3節 交通・輸送対策

人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。

第1 交通確保対策

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 道路管理者は警察と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
- (2) 道路管理者は、県、市の防災情報ネットワークや、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集にも努める。

2 緊急通行車両の確認

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

3 陸上交通の確保

道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災地域への流入抑制

市は、警察と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会による災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の迅速な実施に協力する。

道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。

交通規制実施区分

実施責任者	範 囲	根拠法令
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項第1号 道路法 第46条第1項第2号
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認める場合 2 災害応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するために必要があると認めるとき。	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるとき。	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

(4) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じるものとする。

① 道路啓開の実施

- ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。
- イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る民間団体等の運用

民間団体等と連携・協力し、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第2 緊急輸送対策

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 基本方針

① 輸送に当たっての配意事項

輸送活動を実施するに当たって、次のような事項に配意する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 輸送対象の想定

ア 第1段階

- ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ) 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- ア) 上記アの続行
- イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- ア) 上記イの続行
- イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ) 生活必需品

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を実施する場合に備え、警察、各道路管理者、鉄道事業者に關係する機関等と連携し、緊急輸送路予定路線等の状況把握に努める。

2 緊急輸送

- (1) 市は、緊急輸送が必要な時は、協定締結輸送業者等へ応援を要請する。また、緊急輸送に対応できるよう、平常時から様々な輸送業者との協定締結に努める。
- (2) 協定締結輸送業者だけでは、十分に人材が確保できないときは、協定未締結の輸送業者等への応援を依頼する。
- (3) 緊急輸送を依頼した場合は、案内用の職員又は地図等の情報の提供に努める。
- (4) 状況に応じて、市の所有する公用車も活用する。

第3 ヘリコプターの運航

1 要請基準

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、ヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 情報収集活動

(5) 災害応急対策活動

2 要請手続き

市長若しくは消防長又はそれらの者から委任された者が、県防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、北はりま消防本部から出動を依頼する。

（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 県災害対策本部非設置時

- ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。
- ・夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL（078）333-0119
 FAX（078）325-8529

(2) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL（078）362-9900～9902
 FAX（078）362-9911（県災害対策センター内）

(3) 県立加古川医療センター（救急搬送のみ）

昼間 TEL（079）497-7000代
 FAX（079）438-8800

4 要請に際し連絡すべき事項

- 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- 要請を必要とする理由
- 活動内容、目的地、搬送先
- 現場の状況、受入体制、連絡手段
- 現地の気象条件
- 現場指揮者
- その他必要事項

5 要請者において措置する事項

- 離発着場の選定
- 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

6 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。

併せて受入先の病院、窓口責任者等について確認する。

資 料

- 8-6 緊急輸送道路一覧（県・市指定）
- 8-7 緊急輸送道路ネットワーク図
- 8-8 ヘリコプター臨時離発着場一覧

第4節 避難対策

大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。

第1 避難指示

1 避難指示の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し、避難の指示をすることとする。

避難の指示は、次の状況が認められるときを基準として発令する。

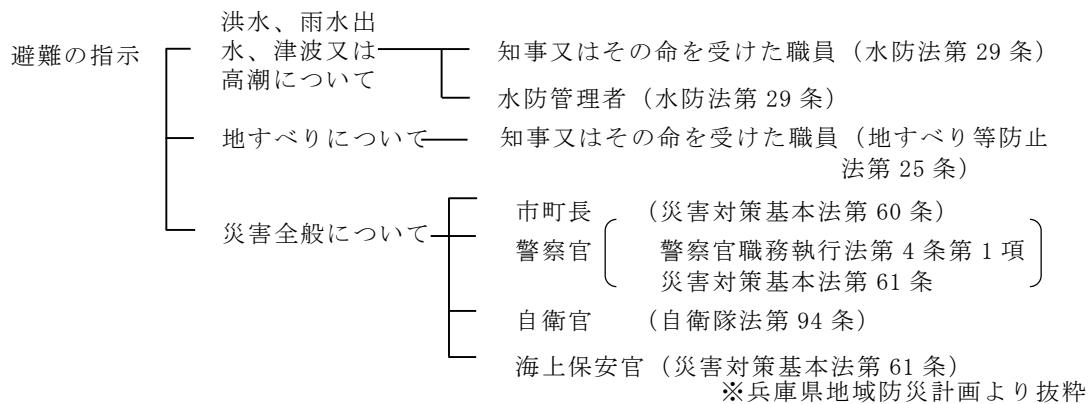
- 大規模火災の発生により、付近住民の生命に危険が認められるとき。
- 地震発生後の警戒パトロールにより、河川堤防決壊又は土砂災害のおそれがある箇所が見つかり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

市長は、避難指示にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請する。

【参考資料:避難の指示】

避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

(災害対策基本法 60条第6項～8項)



2 避難指示の伝達方法

(1) 市は、直ちに、防災行政無線、Lアラート、テレビ、ラジオ、広報車等による広報、サイレン、インターネット、ひょうご防災ネット（かとう安全安心ネット）、緊急

速報メール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、警察、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。

- (2) 市は、避難指示を発令した時は、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、CATVの活用も図る。
- (3) 市は、避難指示の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、市民のとるべき行動が明確に分かりやすく伝わるよう、努める。

3 解除

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第2 避難誘導

- (1) 市は、北はりま消防本部、警察、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平常時から避難経路の安全性の向上に努める。
- (2) 市は、避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- (3) 市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておく。
- (4) 市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かう。
- (5) 市は、避難に自家用車を使用しないよう普及啓発に努める（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域は除く）。

第3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯及び防火のためのパトロールを実施することとする。

【参考資料：警戒区域の設定】

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

なお、知事は、市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第73条第1項)

災害全般について	市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の吏員 (災害対策基本法第63条第1項) 警察官 (災害対策基本法第63条第2項) 海上保安官 (災害対策基本法第63条第2項) 自衛官 (災害対策基本法第63条第3項)
火災について	消防吏員・消防団員 (消防法第28条第1項) 警察官 (消防法第28条第2項)
水災について	水防団長・水防団員 (水防法第21条) 警察官 (水防法第21条第2項)
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員 (水防法第21条) 消防吏員・消防団員 (消防法第36条) 警察官 (消防法第36条)

※兵庫県地域防災計画より抜粋

第4 避難所の開設

- (1) 市長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。なお、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することができる。
- (2) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (3) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- (5) 市は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。
- (6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第5 避難所の運営

1 避難所の追加指定等

想定を越える被害により、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づける。

また、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所開設を行うことができる。

2 開設期間

被害状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案の上、県と協議して設置期間を定める。

3 避難所の運営

(1) 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するN P O・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

(2) 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

- ① 施設等開放区域の明示
- ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
- ③ 情報連絡活動
- ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ⑤ ボランティアの受入れ
- ⑥ 炊き出しへの協力
- ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
- ⑧ 重傷者への対応

(3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

(4) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

(5) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。

(6) 市と避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。

(7) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

(8) 要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニ

一ズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照)

- (9) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (10) 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。
- (11) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的、福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。
- (12) 必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペース及び資材の確保に努める。
- (13) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

4 保健・衛生対策

(1) 救護班等の活動

- ① 現地医療機関だけで対応できない場合の救護所の設置予定場所の特定に努め、救護班は、救護所を拠点に巡回活動を行う。
- ② 災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、県によるこころのケアチーム（DPAT）活動拠点の設置並びに救護所及び避難所への訪問活動等に協力する。
- ③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

(2) 保健活動の実施

加東健康福祉事務所と協力し、(一社)小野市・加東市医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレを設置、管理するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努めるものとする。仮設トイレの確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策

仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

なお、市の公共施設として次の入浴施設を確保している。

施設名	所在地	電話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126
東条福祉センター「とどろき荘」	岡本 1571-1	46-0912

(5) 食品衛生対策

食品の衛生管理に配慮し必要に応じて、県に食品衛生監視員の派遣を要請する。

(6) 感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

5 広域避難又は広域一時滞在

(1) 県内における広域避難又は広域一時滞在

被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを直接協議することができる。また、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

協議を受けた市町は、被災者を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災者を受入れ、避難所を提供する。

(2) 県外における広域避難又は広域一時滞在

被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(3) 県が他の都道府県から協議を受けた場合

他の都道府県から被災者の受入れの協議を受けたとき、県は、受入れが可能と考えられる市町に協議を行うため、県から協議を受けたときは、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災者を受入れ、避難所を提供する。

(4) 情報共有

広域避難又は広域一時滞在を行った場合、受入れ市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在を行っている被災者の状況を把握するとともに、被災者が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

広域避難又は広域一時滞在を受け入れた場合、被災市町とともに、受け入れた被災者の状況の把握と、被災者が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。

6 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- (1) 避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所の確保、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。
- (2) 要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。

7 避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。

要配慮者を考慮し、避難所の自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9 その他

避難指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、市民や防災関係機関に連絡する。

第6 避難所設備の整備

1 スペースの配置

避難所の生活対策部は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

■ スペース（例）

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ○生活スペース | ○休憩スペース | ○更衣スペース |
| ○洗面・洗濯スペース | ○救護所スペース | ○物資保管スペース |
| ○配膳・配給スペース | ○駐車スペース | |

2 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。

特に、季節の特性や要配慮者等に配慮する。

■ 避難所の設備（例）

- | | | |
|----------|------------|-------|
| ○暖房器具 | ○仮設トイレ（洋式） | ○公衆電話 |
| ○給湯設備 | ○掲示板 | ○間仕切り |
| ○食器、調理器具 | ○清掃用具 | |

資料

7-1 避難所一覧

第5節 住宅の確保

応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るために対策について定める。

1 応急仮設住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の要請

市は応急仮設住宅の供与を県に要請するに当たり、次の事項を可能な限り示す。

- ① 被害戸数
- ② 設置を必要とする型別戸数、設置場所
- ③ 連絡責任者

(2) 供与対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 住居する住家がない者
- ③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は県が実施し、維持管理は市が実施する。市は平常時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 民間賃貸住宅の借上げ

応急仮設住宅は建設するだけでなく、県と内閣府との協議に基づき、民間賃貸住宅の借上げによる供与も検討する。

(5) 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から、建築基準法第85条第3項又は第4項による期限内（最高2年以内）とする。

(6) 住宅の構造

- ① 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- ② 必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(7) 入居者の認定

- ① 自らの資力では住宅の確保ができない者を対象に認定する。
- ② 高齢者、障害者の優先入居等、要配慮者に十分配慮する。

(8) 管理主体

市が通常の管理を行う。

(9) 生活環境の整備

- ① 仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- ② 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

2 空家住宅の確保

(1) 対象

公営住宅等の空家

(2) 募集

市及び提供する事業主体が募集する。

なお、国土交通省の支援により、県は被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応するものとされている。

3 住宅の応急修理

- (1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもつて住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対しそのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て、ブルーシートの展張等を含む応急修理を実施する。
- (2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。
 - ① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
 - ② 修理を必要とする戸数
 - ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
 - ④ 派遣を必要とする建築業者数
 - ⑤ 連絡責任者
 - ⑥ その他参考となる事項

4 住宅等に流入した土石等障害物の除去

- (1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。
- (2) 対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。
 - ① 除去を必要とする住家戸数
 - ② 除去に必要な人員
 - ③ 除去に必要な期間
 - ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量

- ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
- ⑥ その他参考となる事項

5 住宅相談窓口の設置

県と協力して、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

資料

11-1 応急仮設住宅建設候補地一覧

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

地震災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。

第1 食料の供給

1 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり高齢者、妊産婦、乳幼児及び食事制限のある方等のニーズにも配慮する。

- (1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、清涼飲料水等の副食
- (3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

3 食料の供給要請等

備蓄する保存食及び調達による食料等を供給するが、市だけでは食料の供給が困難な場合は、次の事項を示して県に供給、あっせんを要請する。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

なお、災害救助法が適用されてから、米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しを要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

4 食料の輸送・配布等

- (1) 食料の輸送

食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。

食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、物資輸送に関する協定締結物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円

滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

(2) 食料の配布

供給食料品は、避難所運営班のうち、食料担当が受領し配布する。

配布は、供給先において避難所運営班の食料担当を通じて行う。

ただし、在宅避難生活者で食料品供給場所まで行くことができない要配慮者等にあっては、近隣の市民、地区（自治会）、ボランティア等の協力を得て配布する。

5 炊き出し

必要に応じて、学校給食センター、避難所の調理施設等で炊き出しを行う。

避難所での炊き出しは、自主防災組織、地区（自治会）、ボランティア、自衛隊等に要請する。

学校給食センター概要

所在地	電話	1回最大食数(食)	配送車(台)
山国 2007-125	42-0074	5,000	3

第2 応急給水

1 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

2 水源及び給水量

(1) 水源

浄水場、配水池等水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(2) 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、 洗濯に必要な水量	仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

3 給水方法及び広報

- (1) 運搬給水基地等からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。
- (2) 必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき、次の事項を可能な限り明らかにして応援を要請する。
 - ① 給水を必要とする人員
 - ② 給水を必要とする期間及び給水量
 - ③ 給水する場所
 - ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - ⑥ その他必要な事項
- (3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

4 給水施設と浄水能力

市内で供給できる飲料水の貯水容量、浄水能力及び給水用資機材の保有状況は資料編に示す。

災害時には、中区配水池及び高区配水池の緊急採水口から吸水し、供給する。

なお、平常時の現有浄水能力は、広沢浄水場 $5,500\text{m}^3/\text{日}$ 、秋津浄水場 $2,740\text{m}^3/\text{日}$ である。

第3 緊急物資の供給

災害発生時において住家に被害を受け、衣料、生活必需品等の供給が必要と認めた場合は、供給を実施する。

1 供給の対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 品目

品目としては、主に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

- (1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

(2) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(3) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

(4) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

3 供給

備蓄品では物資の供給が不足する場合、「緊急時における生活物資確保に関する協定」に基づき、市内の流通業者などから調達する。

また、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給あっせんを要請する。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

資料

9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧

9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

災害時におけるP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

第1 健康対策

1 巡回健康相談の実施

- (1) 県と協力して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県と協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。
- (3) 県と協力して、サービス提供に向け保険・医療・福祉関係者、民生委員、児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。
- (4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（D P A T）等、保険・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (5) 県と協力して、巡回健康相談、家庭訪問及び健康教育により、衛生管理及び危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化又は増加の防止及び感染症、食中毒及び高齢者の生活不活発病等の予防に努める。

2 巡回栄養相談の実施

- (1) 県と協力して、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- (2) 避難所生活が長期化する場合には、食事等について県に助言を求める。
- (3) 県と協力して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

県が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、健康調査、情報提供、知識普及活動に協力する。

4 児童、生徒のこころのケア

(→「第3章 第17節 教育対策」の項を参照)

第2 食品衛生対策

県と協力して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第3 感染症対策

災害発生時における感染症対策について定める。

1 感染症対策

(1) 感染症対策の推進

必要に応じて感染症対策班を組織し自主防災組織、地区（自治会）、区長等の協力を得て感染症対策を推進する。

(2) 予防教育及び広報活動の推進

防災行政無線、CATV、回覧、広報紙や避難所での掲示等により感染症予防の周知を図る。

(3) 清潔方法

塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て、埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(4) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく消毒の実施について指示があった場合に、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行う。

① 速やかに次の事項について消毒を実施し、そのために必要な薬剤を保管する。

ア 飲料水の消毒

イ 家屋の消毒

ウ トイレの消毒

エ 芥溜、溝渠の消毒

オ 患者輸送用器などの消毒

薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法	
全壊・半壊家屋	クレゾール 普通石灰 次亜塩素酸ナトリウム 逆性石鹼	全半壊戸数 全半壊戸数 井戸の数（概数）	×200 g ×6 kg ×1340ml

② 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要最小限度のものとする。

③ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。

① ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。

② ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。

(6) 生活用水の供給等

県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

(7) 避難所の感染症対策指導等

県感染症対策担当職員（加東健康福祉事務所）と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(8) 報告

感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、加東健康福祉事務所を経由して被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を県に報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加東健康福祉事務所を経由して県に提出する。

2 その他

県が実施する夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導に協力する。特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。

第4 遺体の火葬等

1 遺体の搜索等

(1) 消防機関は、発災4日以降所在の確認できない者の搜索を警察、自衛隊等関係機

関及び自主防災組織、地区（自治会）等の協力を得て実施する。

(2) 搜索活動は災害発生の日から10日以内で実施する。

2 遺体の処置

(1) 遺体の身元確認

遺体を発見した場合、速やかに警察に連絡する。発見された遺体については、警察と協力して身元確認作業を行う。

(2) 遺体の搬送

警察など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。

(3) 遺体収容場所

① 次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有することとする。
- ・照明設備、水道設備を有していること。

② 収容期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、必要に応じ期間を延長する。

3 遺体の火葬

引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。

(1) 火葬の実施

遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。

施設名	所在地
小野加東斎場「湧水苑」	小野市万勝寺町 435 番地 88

遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

(2) 遺骨の保管

引受人のない遺骨等は遺留品とともに保管する。

(3) 火葬は、災害発生の日から 10 日以内に実施する。

第8節 生活救援対策

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

- (1) 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した市民、遺族又は世帯主に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。
- (2) これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災者台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

2 救援物資

- (1) 物資の受入場所として、あらかじめ指定する地域防災拠点（物資集積拠点）をあてるものとする。
- (2) 地域防災拠点（物資集積拠点）から避難所までの物資の搬送について、(一社) 兵庫県トラック協会等の協定締結団体に依頼するものとする。
- (3) 物資の仕分けに際し、ボランティアの活用や専門業者への委託などの方法により、迅速な処理に努め、被災者に対し、物資を配布するものとする。

第9節 要配慮者支援対策

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。

1 情報の提供

- (1) 情報伝達ルート…自主防災組織、地区（自治会）、民生委員、児童委員、消防機関、社会福祉協議会等
- (2) 伝達手段………防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、広報車、広報資料、広報誌（紙）、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等
(→「第3章 第11節 災害情報等の提供と相談活動」の項を参照)

2 安否確認・救助・避難誘導

避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に活用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者又は支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助及び避難誘導を迅速・的確に行う。

3 生活支援

- (1) 被災者ローラー作戦の実施

負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、地区（自治会）、自主防災組織、民生委員及び児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

- (2) 要配慮者トリアージの実施

被災者ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

- (3) 専門家による支援

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

- (4) 避難所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

- (5) 避難所等における配慮

- ① 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相

談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用が可能であることに留意する。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

4 住まい支援

- (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造及び設備について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。
- (2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(→「第3章 第5節 住宅の確保」の項を参照)

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

- (1) 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。
- (2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

6 外国人への情報伝達等

市内外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。

(1) 安否確認

県、警察及び外国人団体等と相互に連絡して安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。

(2) ニーズの把握

外国人団体、外国人学校等に照会してニーズを把握する。

(3) 相談体制の確立

外国人用の相談窓口、支援センター等を開設するよう努める。

7 震災障害者への対応

震災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

8 震災遭児への対応

震災遭児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

9 要配慮者利用施設に対する指導・助言

介護保険施設等の要配慮者利用施設における地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

資料

10-1 要配慮者利用施設

第10節 愛玩動物の収容対策

災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うための対策について定める。

1 動物救援本部

- (1) 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施するものとされている。
- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
 - ② 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
 - ③ 放浪動物の収容・保管・譲渡
 - ④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
 - ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
 - ⑥ 動物に関する相談の実施等
- (2) 市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況の情報等を提供する。
- (3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めるものとする。

2 死亡動物の処理

(1) 実施責任

地震により死亡した牛、馬、羊、豚、犬及び猫等（死亡動物）の処理は、原則として所有者が行う。ただし、所有者が不明又は自らの資力でこれを処理できない場合は、市が処理を行う。

(2) 処理方法

市は、死亡動物発見の通報を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜防疫員の見分を受けるとともに、消毒その他の衛生措置を実施する。

所有者が不明の死亡動物は直ちに収集し、関係機関と協議の上焼却又は、埋却する。

第11節 災害情報等の提供と相談活動

災害時に被災者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保、融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動、災害時における放送要請等について定める。

第1 災害広報

1 基本方針

被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて積極的に広報する。

また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施関係機関名等を記して行う。

広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。

- (1) 発生した地震に関する観測情報
- (2) 地震の発生に関する今後の見通し
- (3) 被災状況と応急措置の状況
- (4) 避難の必要性の有無（避難指示の発令状況等）
- (5) 避難所の設置状況
- (6) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- (7) ライフラインの状況
- (8) 地震発生時におけるガスの安全な使用方法
- (9) 医療機関の状況
- (10) 感染症対策活動の実施状況
- (11) 食料、生活必需品及び燃料の供給状況
- (12) 相談窓口の設置状況
- (13) その他市民や事業所のとるべき措置
- (14) 余震対策に関する情報

2 市における広報体制等

(1) 災害時の広報体制

① 災害広報責任者

災害時に、災害広報責任者を置き、情報の一元化を図る。広報は総務対策部で対応し、災害広報責任者は総務対策部長とする。

② 広報資料の作成

災害広報責任者は、広報を統括し、対策各部と連携して、情報の一元化を図るとともに広報資料を作成する。

(2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「第2章 第2節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

- ① 場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- ② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
- ③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、情報を収集する。
- ④ 区長（自治会長）や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

(3) 広報の実施

- ① 報道機関との連携

- ア 記者発表は原則として、副本部長が行う。
 - イ 災害報道対応窓口を設置し、記者クラブを通じて発表する。

- ② 市民に対する広報

- ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。
 - イ 防災行政無線、CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート等のみならず地区（自治会）、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。

ウ 避難所等への情報提供

避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ア) 情報提供ルート…避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、地区（自治会）等

- イ) 伝達手段………防災行政無線、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

エ 市外避難者への情報提供

県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ア) 情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等

- イ) 伝達手段………広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、ファクシミリ、インターネット等

オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

（→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照）

カ 外国人に対する情報提供

（→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照）

第2 災害相談

1 市における相談窓口

市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、相談窓口を設置する。

また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。

- (1) 避難者、救助者、行方不明者、外国人に関すること。
- (2) 火葬許可書の発行に関すること。
- (3) 食料、飲料水、救援物資等に関すること。
- (4) り災証明に関すること。
- (5) 住宅、土砂災害に関すること。
- (6) 道路、上下水道に関すること。
- (7) 保健・衛生・医療に関すること。
- (8) 福祉、災害弔慰金、義援金に関すること。
- (9) 生活福祉資金、ボランティアに関すること。
- (10) ごみ、し尿に関すること。

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

第3 災害放送の要請

1 災害時の放送要請

(1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、FM 802（FM C0・C0・L0）の各放送局を利用する方が適切と認める場合は、やむを得ない場合を除き、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、県に要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項

2 緊急警報放送

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等、緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、日本放送協会神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づく無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、やむを得ない場合を除き、県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。

- ① 市民への警報、通知等
- ② 災害時における混乱を防止するための指示等
- ③ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

3 県及び放送事業者との連携

- (1) 避難指示を発令したときは、原則として県及び放送事業者へ速やかに伝達する。
- (2) 県及び放送事業者等と災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。

第12節 廃棄物対策

災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。

第1 ガレキ処理

(1) 地震発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。

② 選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

ガレキの処理に長時間要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

(2) 処理作業過程

① 撤去作業

地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

② 全体処理量の把握

計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

③ 県等への応援要請

近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、（公財）ひょうご環境創造協会の活用及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(3) その他

① 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分及び応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

② 地震被害想定における建物全壊・半壊数等を勘案しながら、ガレキの処理方法等をあらかじめ定めておく。

第2 ごみ処理

(1) 地震発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要

性や収集処理見込みを把握する。

② ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

(2) 処理作業過程

① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等においても生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについても収集は、遅くとも3～4日以内には開始し、7～10日以内に収集を完了することを目標とする。

② 生活ごみの一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

③ 県等への応援要請

ア 生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な応援要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会の活用及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

(3) 地震被害想定結果の活用

地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、ごみ処理対策をあらかじめ定めておく。

第3 し尿処理対策

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理見込み量を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により仮設トイレを避難所等に設置する。なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

(4) 県等への応援要請

- ① し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な応援要請を行う。

(5) 地震被害想定結果の活用

地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、し尿処理対策をあらかじめ定めておく。

資料

9-4 仮設トイレの調達先及び災害用トイレの供給者一覧

9-5 環境衛生関係施設

第13節 環境対策

地震により、市域に立地する工場等が被災し発生する有害物質の漏出等への対応について定める。

1 被害状況の把握

県が実施する、工場・事業場からの有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

2 応急対策

(1) 環境モニタリングの実施

県が行う、災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(4) 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壤の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、防災行政無線、CATV、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第14節 災害ボランティアの要請・受入れ

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合におけるボランティアの派遣及び受入れについて定める。

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

- ① 主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとする。
 - ・災害情報、生活情報等の収集、伝達
 - ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
 - ・救援物資、資機材の配分、輸送
 - ・軽易な応急・復旧作業
 - ・災害ボランティアの受入・紹介事務
- ② 「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、(福)加東市社会福祉協議会と連携し、受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンターを開設する。なお、災害救助法が適用され、県から事務の委任をうけた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- ③ 災害ボランティアセンターは、できるだけ市役所庁舎周辺に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努める。

(2) 災害ボランティアの確保と調整

市は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているN P O・N G O等のボランティア団体及びN P O等との連携を図るとともに、中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

- ① 被災地住民・被災地区（自治会）の意向に配慮すること。
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、救援活動に参加するよう周知すること。
- ③ ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
- ④ ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ⑤ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボ

ランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。

- ⑥ ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑦ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- ⑧ 市は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との円滑な連携や関係づくりに努めること。
- ⑨ 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。

第15節 鉄道施設の応急対策

西日本旅客鉄道株は、以下のとおり、鉄道施設における応急対策等を実施するものとされている。

1 対策本部の設置

地震による災害が発生した場合には、現地に現地対策本部を、また、統括本部内等に統括本部対策本部を設置する。

2 発災時の初動体制

(1) 運行規制

地震発生時にはその被害を最小限にとどめるべく、早期に列車を停止させることとしている。乗務員が地震を感じた場合、鉄道沿線に設置した西日本旅客鉄道株の地震計（以下「沿線地震計」という。）が40ガル以上で動作した場合及び気象庁から提供される緊急地震速報をもとに地震の影響を受けると判断された場合等に、列車の運転を見合わせることとしている。なお、運転再開の取扱いは以下のとおりである。

① 沿線地震計が40～79ガルで動作した場合

- ・初列車は、直ちに止まれる25km/h以下の速度で走行し、異常のないことを確認
- ・その後の列車は所定運転（ただし、地震被害の注意を要する箇所については、保守区員がスポット巡回で異常のないことを確認した後に所定運転）

② 沿線地震計が80ガル以上で動作した場合

- ・気象庁が発表する震度階情報が震度4以下の場合、直ちに止まれる25km/h以下の速度で最寄り駅まで走行し運転を見合わせる。なお震度5弱以上の場合はその場で運転を見合わせる。

- ・保守区員が沿線地震計の受持ち範囲を全線地上巡回

- ・全線地上巡回による点検で線路に異常はなく、列車走行が可能であると確認できた場合、初列車は45km/hで走行し、異常のないことを確認

- ・その後の列車は所定運転

(2) 乗務員の対応

乗務員は、運転中地震を感じたとき直ちに列車を停止させ、列車及び線路に異常がないと認めたときは、前途見直しの範囲に停止できる速度で次の駅まで注意しながら運転する。

(3) 乗客の避難・救護対策

駅における避難誘導は、災害状況を把握し、避難を必要と判断した場合、乗客に避難を呼びかけ、社員が避難誘導する。

車内の取扱いは、二次災害が発生する危険がある場合、速やかに輸送指令及び最寄りの駅長と打合せの上、乗客を安全な場所に誘導する。

乗客とともに社員も速やかに避難する。

第16節 ライフラインの応急対策

ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。

第1 電力の確保

関西電力送配電㈱は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。

1 防災体制

(1) 地域における防災体制

関西電力送配電㈱の各本部が所管する地域（以下「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長及び本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

- ① 播磨・但馬地域非常災害対策総本部
- ② 播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部
- ③ 播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部
- ④ 播磨・但馬地域発販等警戒本部
- ⑤ 播磨・但馬地域送配電警戒本部

(2) 総本部の設置基準

非常災害対策総本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ① 次に掲げる場合においては、直ちに非常災害対策総本部を設置する。
 - ア 地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - イ 地域内に大津波警報が発令された場合
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
 - エ 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合
- ② 非常災害対策総本部の設置については、関西電力㈱の長と関西電力送配電㈱の長が協議し、決定する。
 - ア 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、関西電力㈱と関西電力送配電㈱が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
 - イ その他必要な場合

(3) 体制の確立

関西電力送配電㈱は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平常時より次の体制を整備する。

- ① 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ち

に確保できる体制を整備する。

- ② 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

2 災害応急対策に関する事項

(1) 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

- ① 気象、地象情報
- ② 一般被害情報
- ③ 社外対応状況
- ④ 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ⑤ 停電による主な影響状況
- ⑥ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- ⑦ 従業員等の被災状況
- ⑧ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力㈱の総務室長、地域にあっては本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

3 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

(1) 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

- ① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。
なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力㈱及び関西電力送配電㈱と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、加東市災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、県知事に対して、関西電力㈱及び関西電力送配電㈱が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

9 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

① 送電設備

ヘリコプター、車輌等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

10 災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画

① 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧用資機材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧の完了見込
- カ 宿泊施設、食糧等の手配
- キ その他必要な対策

② 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ市と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第2 ガスの確保

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

1 大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 応急対策要員の動員

ア 大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)の供給エリア内で震度5弱以上の地震を感じた場合、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫事業本部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感じた場合は、兵庫事業本部内に対策本部を設置することとする。

イ 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガス供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社することとする。

ウ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行うこととする。

② 情報の収集伝達

ア 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区事業部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。

イ 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。

ウ 兵庫事業部地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。

③ 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。

④ 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパー・ロック、ミドルロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

(2) 復旧作業過程

① 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況

及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。

② 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

③ 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給することとする。

④ 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報することとする。

⑤ 他機関との協力体制

復旧を促進するため、県をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・県警察本部、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。

2 (一社) 兵庫県L Pガス協会の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに(一社)兵庫県L Pガス協会内に、兵庫県L Pガス協会災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

③ 応急対策の実施

ア 緊急措置の周知

㈱ラジオ関西との「災害時におけるL Pガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、L Pガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。

イ ローラー作戦の展開

L Pガス消費家庭等が、災害のため広範囲にわたって被害を受け、L Pガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対

策を実施する。

ウ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、北はりま消防本部等との協力を得て迅速に回収する。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努める。

エ 高齢者等弱者対策

L P ガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

オ L P ガスの供給

ア) 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により各自治体からの要請に応え、病院、避難所等を優先に L P ガスの供給を行う。

イ) 一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、L P ガスの国家備蓄の放出に備える。

カ 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションに、L P ガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら市民の要望に対応する。

キ 不要容器の回収

不要となった L P ガス容器については、市の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

ク 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿 L P ガス連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

第3 電気通信の確保

地震により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。

1 西日本電信電話㈱、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱の応急対策

西日本電信電話㈱、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

① 被害状況の把握

通信設備の被害状況の把握、復旧に必要な資機材及び要員の確保

② 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、規模、その他の状況等により組織的かつ迅速に復旧対策推進するために、災害対策本部を設置し、応急対策及び復旧活動実施する。

③ 防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬型ディジタル交換装置等の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

② 重要通信の確保

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は 地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

③ 通信の利用と広報

地震により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。
- ウ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
- エ 一般利用者に対する広報活動を実施する。
- オ 西日本電信電話㈱兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

④ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。

ア 提供の開始

- ア 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話が輻輳した場合に提供を開始する。
- イ 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。
- イ 伝言の条件等

ア) 「災害用伝言ダイヤル(171)」

- ・登録できる電話番号（被災地電話番号）
加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号
- ・伝言録音時間…1伝言当たり30秒間
- ・伝言保存期間…提供終了まで
- ・伝言蓄積数…1電話番号当たりの伝言数は1～20伝言で、提供時に知られる。

イ) 「災害用伝言板(web171)」

- ・接続条件…インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・アクセスURL…<https://www.web171.jp>
- ・伝言登録数…伝言板（伝言メッセージボックス）当たり20件まで（20件をこえる場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される。）
- ・伝言板（伝言メッセージボックス）数
利用者情報なしの場合：1件
利用者情報ありの場合：最大20件 ※利用者情報は、事前に登録が必要
- ・伝言保存期間…提供終了まで（ただし最大で6ヶ月）
- ・登録可能な伝言…定型文及びテキスト情報（伝言1件当たり100文字）
- ・伝言のセキュリティ…伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能。
- ・伝言通知機能…利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス・電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

ウ 伝言通知容量 全国約800万件

エ 提供時の通知方法

- ア) テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
- イ) 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で、「災害用伝言ダイヤルをご利用していただきたい旨の案内」を流す。
- ウ) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- エ) 行政の防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

⑤ 復旧順位

地震災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

ア 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選舉管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及びア以外の国の機関又は地方公共団体

2 KDDI株の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

- ① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めることは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

- ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

3 ソフトバンク株の応急対策

ソフトバンク株は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

① 情報収集及び被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

② 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

② 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧
基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

③ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。

④ 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。

4 楽天モバイル株の応急対策

(1) 情報収集と連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確認

① 災害などに際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
② 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。
- (5) 対策組織の確立
災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復又は協力の要請
- (6) 社外機関に対する応援又は協力の要請
災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。
- (7) 災害時における災害対策用資機材の確保
予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求する。
- (8) 設備の応急復旧
災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

第4 水道の確保

水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。

1 応急措置の対応

- (1) 応急対策人員の動員
災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。
- (2) 被害（断水状況）の把握
水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。
被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。
- (3) 県等への応援要請
応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

- (1) 復旧方針の決定
被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。
- (2) 施設毎の復旧方法
① 貯水、取水、導水及び浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。

機械・電気及び計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

② 送・配水施設並びに給水管

配水池・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

ア 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

③ 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

④ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

第5 下水道の確保

下水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。

1 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

② 調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、県に広域的な支援の

要請を行う。

2 復旧過程

被災箇所の応急復旧にあっては、生活インフラ事業者・関係機関等と連携を図り、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して迅速な復旧に努める。

(1) 施設毎の応急措置・復旧方法

① 管路施設

ア 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

イ マンホール等からのいっ水

ア) 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

イ) 可搬式ポンプを利用して他の下水道管管渠・排水路等へ緊急排水する。

ウ) 下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

ウ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場及び処理場施設

ア ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

イ 停電等

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

ウ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

エ 燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

オ 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。

ア) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

イ) 漏えい箇所の修復

ウ) 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

カ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。

キ 池及びタンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

第17節 教育対策

災害発生時における児童生徒及び教職員の保護及び支援、教育施設等の復旧に向けた対策について定める。

1 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は、市が、自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力するものとする。

(→「第3章 第4節 避難対策」の項を参照)

2 応急教育の実施のための措置

(1) 児童生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、播磨東教育事務所に報告する。

- ① 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ② 校区の通学路や交通手段等の確保
- ③ 児童生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ④ 学校給食の応急措置

(2) 被災状況により次の措置を講じる。

- ① 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき。）
- ② 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用
- ③ 被災職員の代替等対策

(3) 災害救助法が適用された場合の措置

学校の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

- ① 対象
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒
- ② 学用品の品目
教科書、教材、文房具及び通学用品

3 心の健康管理

(1) 被災児童生徒への心のケア

- ① スクールカウンセラー、教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ 相談センター、加東健康福祉事務所、加東こども家庭センター等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

- ① グループワーク活動の展開

② 災害救急医療チーム派遣制度の確立

4 教育施設の応急復旧対策

災害発生後速やかに市が管理する教育施設等の被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。

(1) 教育施設

被害状況を、播磨東教育事務所を通じて、県教育委員会に報告するとともに、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

(2) 指定文化財等

国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を経由して、県教育委員会に報告する。

また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。

資料

14-1 文化財（有形）一覧

第18節 保育対策

災害時において、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児のこころの安定を図るための保育対策を定める。

1 地震発生時の措置

- (1) 地震が発生した場合に、各認定こども園及び保育所(以下「こども園等」という。)に情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園長等は園児の安全確保を図る。
- (2) 園長は、被害状況等を勘案し、応急対策計画と応急保育計画を策定するものとする。

2 応急保育

- (1) 園長は、状況に応じ適切な緊急避難措置を講ずるものとする。
- (2) 園長は、災害の規模、園児、職員及びこども園等の施設・設備の被害状況を確認し、速やかに市へ報告するものとする。
- (3) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は勤務先のこども園等に自発的に緊急集合し、市が行う災害応急活動、復旧活動に協力し、応急保育の実施のための措置を講ずるものとする。
- (4) 園長は、応急保育計画に基づき、臨時体制等の編成を行い、迅速に応急保育の実施に努めるとともに、その旨を保護者に周知するものとする。
- (5) 市は、園長に適切な応急対策等に関する指示を行い、市からの情報の伝達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。

第19節 警備対策

1 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準

- (1) 災害警備本部体制 A 号
 - ① 県内における震度 6 強以上の地震を観測したとき。
 - ② 県内に大津波警報の発表があったとき。
- (2) 災害警備本部体制 B 号
 - ① 県内における震度 6 弱の地震を観測したとき。
 - ② 県内に津波警報の発表があったとき。
 - ③ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。
- (3) 災害警備本部体制 C 号
 - ① 県内における震度 5 強の地震を観測したとき。
- (4) 準災害警備本部体制
 - ① 県内における震度 5 弱又は震度 4 の地震を観測したとき。
 - ② 県内に津波注意報の発表があったとき。
 - ③ 県内の大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。

2 災害警備体制の発令等

- (1) 警察本部長は、上記基準に該当する状況を認知したときは、災害警備体制を発令することとする。
ただし、上記基準に該当しない場合において、県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、被害の状況及び被害の程度又は見込まれる被害を勘案して相当の災害警備体制を発令することができる。
- (2) 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危機の増減、被災地における応急措置の状況等、情勢の変化等並びに被害の程度及び見込まれる被害を勘案して、災害警備体制の種類の変更又は解除を発令することとする。

第20節 旅客、帰宅困難者対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し災害情報を提供するとともに、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

第21節 農林関係対策

災害による農林業関係施設が被災した場合における応急対策について定める。

1 家畜防疫対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 畜舎及び家畜の被害状況の把握
- (2) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
- (3) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
- (4) 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
- (5) 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種
- (6) 他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請

2 飼料確保対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供
- (2) (1)の施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導
- (3) (1)の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導

3 水稲

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

- (1) 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- (2) 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- (3) 地震後、田植えの際の丁寧な代かきと漏水防止への配慮

4 野菜

県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行う。

5 果樹

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

- (1) 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

6 花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

7 しいたけ

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等

本震により損傷を受けた施設等について、余震活動や地震災害直後の豪雨により、さらにその破壊が進み危険性が高くなることがあることから、こうした危険を防止する対策について定める。

第1 土砂災害

- (1) 県及び関係機関と協力して、総合土砂災害対策推進連絡会と協議・調整し、総合的な土砂災害の防止対策を推進する。
- (2) 県と協力して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (3) 県と協力して、それぞれの管理する箇所で必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を図る。
- (5) 地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

第2 道路

道路管理者は次の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- (3) 緊急輸送路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第3 河川

- (1) 河川管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 河川管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
- (3) 河川管理者は、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修繕を早期に実施する。
- (4) 市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

第4 ダム

県営ダムの管理者は次の措置を講じるものとされている。

- (1) 震度4以上又は堤体底部の地震計が最大加速度25ガル以上の地震が発生した場合に臨時点検を実施し、危険箇所を対象とした応急対策を実施する。
- (2) 速やかに点検結果及び応急対策について県（河川整備課）に報告する。
- (3) 臨時点検体制の確保が困難な場合、速やかに県（河川整備課）と応援体制について協議する。
- (4) 堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放送を行って速やかに貯水位を低下させる。

第5 ため池

- (1) ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、市へ報告するものとする。
- (2) ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減
- (3) 市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第6 森林

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 警報機付伸縮計の設置
 - ③ 危険性の高い箇所の、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第7 農地・農業用施設

- (1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めるものとする。
- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うものとする。

第8 宅地

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

- (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① ビニールシート等の応急措置
 - ② 宅地防災相談所等の開設
- (3) 市は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行う。
- (4) 市は、被災宅地の危険度判定を実施するための被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

県は、市の実施する危険度判定活動を支援するための被災宅地危険度判定支援本部を設置し、市からの要請に応じて、被災宅地危険度判定士に協力を依頼するなどの支援業務にあたる。

第9 建築物等

1 被災建築物応急危険度判定の実施

- (1) 被災建築物の応急危険度判定を実施する必要が認められたときは、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し実施体制の確保及び資機材の調達を図るとともに、被災建築物応急危険度判定士の派遣等必要な支援を県に要請する。
- (2) 判定実施本部においては、調査分担、日程、判定基準等を調整する。
- (3) 応急危険度判定士は、「被災建築物応急危険度判定調査表」を使用し、原則として外観目視にて判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付する。
- (4) 公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

2 市民への広報

被災宅地危険度判定、被災建築物応急危険度判定の実施に当たっては、市民に対し、判定制度の広報を行い、二次災害防止の徹底に努める。

第10 公園

- (1) 管理する公園について、緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により使用の制限及び応急復旧工事等を実施する。
- (2) 点検結果及び応急対策について、県に速やかに報告する。

第11 危険物対策

北はりま消防本部は、危険物施設に対し立入検査を実施し、適切な措置を講じる。